

中間到達度検証(2)

2020年12月11日

松岡 久和

次の〔事実〕をふまえて下記の〔設問〕1および2に答えなさい。

〔事実〕

- 1 2014年6月、Y（当時32歳の男性）は、X（当時22歳の男性）と恋仲になり、Yの借りているマンションにXと一緒に住むようになった。当初からYは外見上女性のように見え、女性名を使っていたため、近隣の住人は、XYを夫婦だと思っていた。
- 2 同年8月20日、Yは、Xとの間で本件養子縁組を行って、戸籍に届け出た。
- 3 2015年4月、Yは性転換手術を受け、同年6月20日、家庭裁判所の審判を受けて、戸籍の表示を女性に変更した（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条）。しかし、XY間の本件養子縁組はそのまま維持された。
- 4 2016年8月24日、Xは、Yの遠縁の子どもA（当時1歳）が両親を失ったことから、Aと適法・適式に養子縁組を行い、AをXY夫婦の子どもとして育てた。Aには、Xをパパ、Yをママと呼ばせていた。
- 5 2017年11月頃、XがZ（当時40歳の男性）と肉体関係を持ったことを知ったYは、同月30日、激怒してマンションからXを追い出した。Zは、Xから、XYが内縁の夫婦であるとは聞いていたが、Yが元々は男性で性別を変えていたことは知らなかった。
- 6 その後、XYの間には何度か話合いの機会が持たれたが、両者の感情のもつれは修復されなかった。2018年3月31日、Xは、隙を狙ってAをYのマンションから連れ出し自らの元で養育している。Aは、パパとの仲も良かったが、大好きなママから引き離されて悲しみ、感情が不安定になっている。

〔設問1〕 〔事実〕1から6をふまえ、2018年4月時点として、次の問いに答えなさい。

問1 XがYを相手に本件養子縁組の解消を求めるとするとどういう理由によるか。また、離縁に反対するYはどのような主張をすることができるか。考えられる両者の主張をふまえて、Xの請求が認められるか否かにつき意見を述べなさい。

問2 Yは、Xに対して、AをYの元に返せと主張できるか。本件養子縁組が解消されない場合と解消された場合の双方について検討しなさい。

〔事実〕1から6に続いて次の〔事実〕が生じた。

〔事実〕

- 7 2018年6月1日、XYは、①本件養子縁組を協議離縁する、②AはXが養育する、③Yには定期的なAとの面会交流の機会を保障する、④XY間には一切の債権債務関係は生じないものとする、という旨の和解を行い、①～③は、約定通り実行されている。

〔設問2〕 現在を2020年12月11日とする。以上の〔事実〕1から7がある場合、YはZに対して何らかの法的主張をすることができるか。

【参考文献】

日本裁判官ネットワーク『裁判官だから書けるイマドキの裁判』岩波ブックレット1037号（岩波書店、2020年）